

希望降任制度実施要綱

(平成18年12月22日 決 裁)

(目的)

第1条 この要綱は、職員本人からの申し出に基づく降任制度について必要な事項を定め、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、職員の心身の負担軽減や組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 この要綱の対象となる職員は、主任級以上の職にある職員とする。

(降任の内容)

第3条 本要綱に基づく降任は、現に任命されている職より下位の職に任用することとし、原則として本人の希望を尊重して決定するものとする。

(申出の方法)

第4条 降任を希望する職員は、別紙「降任希望申出書」を所属長を通じて所管の部(局)長へ提出するものとする。

2 部(局)長は、降任を申し出た職員から理由を聴取した上で、降任希望申出書に意見を付して総務部長に提出するものとする。

(降任の時期)

第5条 降任の時期は、申出日の属する年の翌年の定期人事異動の時期とする。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。

(給料の取扱い)

第6条 降任後の給料の取扱いについては、「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(埼玉県人事委員会規則7-221)」の定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、希望降任制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月22日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 2月 7日から施行する。

この要綱は、令和 3年10月 8日から施行する。

(別 紙)

降 任 希 望 申 出 書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所属
職
氏名

私は、下記の内容により、希望降任制度実施要綱に基づく降任を希望しますので申し出ます。

記

降任を希望する理由（降任を希望する理由及び降任後の職位の理由について具体的に記入してください。）

降任後に希望する職位

所管部長の意見

所管部長 職

氏名